

## (補足説明) 民事訴訟法第228条第4項とは



- 民事裁判で文書を証拠とする場合には、次の2点が問題
  - ・ **形式的証拠力** (成立の真正) . . . 民訴法228-4の問題  
= その文書が作成者とされている者の意思に基づいて作成されたこと
  - ・ 実質的証拠力 . . . 別の問題  
= その文書に記載された内容がどの程度確からしいかなど
- 民訴法228-4は、**形式的証拠力**に関し、**反証可能**な、事実上の推定を規定  
⇒ 押印の要否については**規定していない**
- **署名と電子署名** (電子署名法第3条) にも、**押印と同じ効果**がある  
⇒ 民訴法228-4は、根強い**押印の慣行の原因とはいえない**

(文書の成立)

第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。

3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。